第八節　資金提供義務に基づく資金流出額

第四十九条　第十八条第七号に掲げる「資金提供義務に基づく資金流出額」とは、資金提供義務に基づく所要貸出額に百パーセントの資金流出率を乗じて得た額をいう。

2　前項の「資金提供義務に基づく所要貸出額」とは、次に掲げる額の合計額をいう。

一　農林中央金庫又は連結子法人等が基準日から三十日を経過する日までの間に、金融機関等との間の契約に基づき当該金融機関等に対して貸し付ける義務を負う金銭の額（前各節に定めるものを除く。）の合計額

二　農林中央金庫又は連結子法人等が基準日から三十日を経過する日までの間に、金融機関等以外の者との間の契約に基づき当該者に対して貸し付ける義務を負う金銭の額（前各節に定めるものを除く。）の合計額から、当該者からの第六十六条第一項に規定する貸付金等の回収に係る資金流入額の合計額に五十パーセントを乗じて得た額を減じた額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）

第九節　偶発事象に係る資金流出額

（偶発事象に係る資金流出額）

第五十条　第十八条第八号に掲げる「偶発事象に係る資金流出額」とは、次に掲げるものの合計額をいう。

一　流動性ストレス時に取消可能なファシリティに係る資金流出額

二　信用保証に係る偶発的な資金流出額

三　顧客のショート・ポジションに係る資金流出額

四　系統金融機関に関連する偶発事象に係る資金流出額

五　その他偶発事象に係る資金流出額

（流動性ストレス時に取消可能なファシリティに係る資金流出額）

第五十一条　前条第一号に掲げる「流動性ストレス時に取消可能なファシリティに係る資金流出額」とは、農林中央金庫又は連結子法人等が契約に基づき行うファシリティ（流動性ストレス時に農林中央金庫又は連結子法人等が取消可能なものに限る。）のうち、次の各号に掲げるものに係るファシリティ未使用枠の額に、当該各号に定める資金流出率を乗じて得た額の合計額をいう。

一　取引相手方が信用供与を受ける際に農林中央金庫又は連結子法人等に対する事前の通知が必要なもの　零パーセント

二　前号に掲げるもの以外のもの　三パーセント

（信用保証に係る偶発的な資金流出額）

第五十二条　第五十条第二号に掲げる「信用保証に係る偶発的な資金流出額」とは、農林中央金庫又は連結子法人等が契約に基づき行う信用保証（自己資本比率告示第五十五条第一項の表二十の項に規定する短期かつ流動性の高い貿易関連偶発債務、同表五十の項に規定する特定の取引に係る偶発債務及び同表百の項に規定する信用供与に直接的に代替する偶発債務（一般的な債務の保証に該当するものに限る。）をいう。）に相当するものの額の合計額に二パーセントの資金流出率を乗じて得た額をいう。

（顧客のショート・ポジションに係る資金流出額）

第五十三条　第五十条第三号に掲げる「顧客のショート・ポジションに係る資金流出額」とは、取引相手方から担保又は受入資産として受け入れた有価証券（流動資産に該当する有価証券を除く。）を、農林中央金庫又は連結子法人等が行うプライム・ブローカレッジ業務の相手方のショート・ポジションを充足するためにレポ形式の取引等に基づいて差し入れている場合に、当該レポ形式の取引等に基づいて受け入れた金銭の額の合計額に五十パーセントの資金流出率を乗じて得た額をいう。

（系統金融機関に関連する偶発事象に係る資金流出額）

第五十四条　第五十条第四号に掲げる「系統金融機関に関連する偶発事象に係る資金流出額」とは、系統金融機関に対する資金の貸付けその他の方法による偶発的な資産の拠出であって、流動性ストレス時に農林中央金庫が行うと見込まれるものの額に百パーセントの資金流出率を乗じて得た額をいう。

（その他偶発事象に係る資金流出額）

第五十五条　第五十条第五号に掲げる「その他偶発事象に係る資金流出額」とは、偶発的な金銭その他の支払（前四条に定めるもの以外のものに限る。次項において「その他主要な偶発事象」という。）であって、基準日から三十日を経過する日までの間に生じると見込まれるものの額（次項において「個別偶発事象に係る資金流出額」という。）の合計額をいう。

2　農林中央金庫又は連結子法人等は、その他主要な偶発事象に係る資金流出額の計算において、農林中央金庫又は連結子法人等の流動性に係るリスクの管理における区分を踏まえ、その他主要な偶発事象の分類ごとに個別偶発事象に係る資金流出額を設定することとする。

第十節　その他資金流出額

（その他資金流出額）

第五十六条　第十八条第九号に掲げる「その他資金流出額」とは、次に掲げるものの合計額をいう。ただし、約定未受渡の有価証券購入及びレポ形式の取引等が一連の取引とみなされる場合における当該有価証券購入に係る資金流出額並びに約定未受渡の有価証券売却及びレポ形式の取引等が一連の取引とみなされる場合における当該レポ形式の取引等に係る資金流出額を除くことができる。

一　約定未受渡の有価証券購入に係る資金流出額

二　約定未受渡のレポ形式の取引等に係る資金流出額

三　金利及び手数料等の支払に係る資金流出額

四　無担保の有価証券借入に係る資金流出額

五　配当の支払に係る資金流出額

六　その他契約に基づく資金流出額

（約定未受渡の有価証券購入に係る資金流出額）

第五十七条　前条第一号に掲げる「約定未受渡の有価証券購入に係る資金流出額」とは、約定未受渡の有価証券購入（基準日から三十日を経過する日までの間において受渡しが完了するものに限る。）に基づいて農林中央金庫又は連結子法人等が基準日から三十日を経過する日までの間に支払を行う金銭の額に、約定未受渡の有価証券購入に係る資金流出率を乗じて得た額の合計額をいう。

2　前項の約定未受渡の有価証券購入に係る資金流出率は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める値とする。

一　流動資産（受渡し完了後に運用上の要件を満たすと見込まれるものに限る。）　零パーセント

二　有価証券（前号に掲げるものを除く。）　百パーセント

（約定未受渡のレポ形式の取引等に係る資金流出額）

第五十八条　第五十六条第二号に掲げる「約定未受渡のレポ形式の取引等に係る資金流出額」とは、約定未受渡のレポ形式の取引等又は中央銀行有担保資金取引（いずれも基準日から三十日を経過する日までの間に弁済期が到来しないことが契約において定められているものに限る。）に基づいて農林中央金庫又は連結子法人等が基準日から三十日を経過する日までの間に差し入れる金銭の額に、約定未受渡のレポ形式の取引等に係る資金流出率を乗じて得た額の合計額をいう。

2　前項の約定未受渡のレポ形式の取引等に係る資金流出率は、次の各号に掲げる受入資産の区分に応じ、当該各号に定める値とする。

一　レベル1資産　零パーセント

二　レベル2A資産　十五パーセント

三　レベル2B資産に該当する住宅ローン担保証券　二十五パーセント

四　レベル2B資産（前号に掲げるものを除く。）　五十パーセント

五　有価証券その他の資産（前各号に掲げるものを除く。）　百パーセント